

日本学生支援機構 貸与奨学金 について 概要

まずはじめに……

資料はお手元にありますか？

「スライド3」の書類が手元にない場合は、

前ページ「新型コロナウイルスに関する対応について」
を参考に資料請求をしてください。

資料の確認

3

1. 日本学生支援機構奨学金貸与案内（奨学金を希望する皆さんへ）

「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」、「スカラネット入力下書用紙」を含む]

2. 「マイナンバー提出書のセット」

日本学生支援機構貸与奨学金

4

●奨学金制度概要

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

貸与終了後奨学生本人に返還の義務があるので、必要性を考えて、借りすぎないようにくれぐれも注意してください。

●申し込み資格

経済的理由により修業に困難があると認められて、機構の定める基準（主に学力と家計）を満たしている者

『貸与奨学金案内』p.5もしくは日本学生支援機構のHPで確認してください。

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html)

大学が人物・学力の申込基準を満たしている申込者の中から選考の上推薦した後、機構により家計基準の審査が行われ、採用が決定します。

申し込みをしても必ず採用されるとは限らないことを理解しておいてください。

☆DVDをご確認ください

日本学生支援機構

「【在学採用】奨学金を希望する皆さんへ」

↓リンク先より視聴ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/movie.html>

日本学生支援機構貸与奨学金

6

●貸与種別・貸与期間 [詳細は『貸与奨学金案内』P.13]

貸与奨学金の種類	貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金 (無利子)	2020年4月	卒業予定の年の3月まで
第二種奨学金 (有利子)	2020年4月～9月の間で希望する月	卒業予定の年の3月まで
入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)	-	-

- 入学時特別増額貸与奨学金は1年次生または編入学生を対象に一時金として、貸与を受けることが可能。第一種または第二種と同時申込み。10万円～50万円の5種類の金額から選択。日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込みをして、審査の結果利用できなかった人を対象としています。詳しくは「奨学金案内」p9、p30で確認してください。
- 貸与中に学業成績不振等、奨学生としての責務を怠った場合は途中で奨学金の貸与を打ち切られることがあります。
- 過去に奨学金の貸与を受けた人が同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込できない場合がありますので、事前に申し出てください。

日本学生支援機構貸与奨学金

7

● 貸与金額

【2018年度以降の入学者の**第一種**貸与月額】〔詳細は『貸与奨学金案内』P.7〕

月額の種類	自宅	自宅外
最高月額	54,000円	64,000円
最高月額以外の月額		50,000円
	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円

【2017年度以前の入学者の**第一種**貸与月額】〔詳細は『貸与奨学金案内』P.8〕

自宅	自宅外
54,000円	64,000円
30,000円	

日本学生支援機構貸与奨学金

8

● 貸与金額 [詳細は『貸与奨学金案内』P.8]

【2020年度以降採用の給付奨学金受給中の**第一種**奨学金の貸与月額】

給付奨学金の区分により、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。下表および、給付奨学金案内や貸与奨学金案内をご確認ください。

給付奨学金の区分	自宅	自宅外
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
※2020年度以降採用の給付奨学金と第一種奨学金を同時に受ける場合、申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。なお、2020年度以降採用の給付奨学金が自宅月額の場合、第一種奨学金も自宅月額となります。

【**第二種**奨学金】

3万円から12万円まで5種類の金額から選択できますが、返還の負担を考え、借りすぎることのないよう注意してください。

日本学生支援機構貸与奨学金

9

●保証制度

奨学金の貸与を受けるには、「**機関保証**」と「**人的保証**」どちらかの保証制度を選択する。

- **機関保証**…機構で指定された保証機関に保証料を払うことにより、保証を受ける制度。
- **人的保証**…機構が定める要件に合う人に連帯保証人と保証人をそれぞれ引き受けてもらい保証を受ける制度。手続きの都度、連帯保証人・保証人本人の署名、捺印が必要となります。

『貸与奨学金案内』P.21～25の説明をよく読み、どちらにするか決めてください。人的保証制度は採用後に**連帯保証人及び保証人の条件を満たしていないことが判明した場合、採用取消になる恐れがあります**ので、特に慎重に確認してください。

機関保証制度については詳細は『貸与奨学金案内』P.21～22や「保証制度チラシ」を参考にしてください。

●返還方式（[詳細は『貸与奨学金案内』P.17～]）

第一種奨学金の貸与を受ける方は、奨学金の返還について「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のいずれかを選択してください。選択した返還方式によって、選択できる保証制度が変わってくるので注意してください。

日本学生支援機構貸与奨学金

10

●推薦基準 [詳細は『貸与奨学金案内』P.9~]

学力基準

〈**第一種**(無利子)のみ〉又は〈**第一種・第二種併用貸与**〉

2020年度入学者 : 次の①~③のいずれかに該当すること。

- ① 高校又は専修学校高等課程最終2か年の成績が3.5以上の者
 - ② 上記の基準を満たさない場合でも、生計維持者の住民税の「所得割額」が0円である者、生活保護受給者世帯の者又は社会的養護を必要とする者であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者
 - ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ※対象となる人は、「生計維持者の住民税(所得割)(0円)であることを示す証明書」、「生活保護受給証明書」、「施設在籍証明書」の提出が必要。
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者

日本学生支援機構貸与奨学金

11

●推薦基準 [詳細は『貸与奨学金案内』P.9~]

学力基準

〈**第一種**(無利子)のみ〉又は〈**第一種・第二種併用貸与**〉

2017・2018・2019年度入学者 : 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 成績順位が、本人の属する学科の上位3分の1以内の者
- ② 上記の基準を満たさない場合でも、生計維持者の住民税の「所得割額」が0円である者、生活保護受給者世帯の者又は社会的養護を必要とする者であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア.特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

イ.学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

※対象となる人は、「生計維持者の住民税(所得割)(0円)であることを示す証明書」、「生活保護受給証明書」、「施設在籍証明書」の提出が必要。

日本学生支援機構貸与奨学金

12

●推薦基準 [詳細は『貸与奨学金案内』P.9]

学力基準

〈**第一種**(無利子)のみ〉又は〈**第一種・第二種併用貸与**〉

2016年度以前入学者: 成績順位が、本人の属する学科の上位3分の1以内の者

●推薦基準 [詳細は『貸与奨学金案内』P.9]

学力基準

〈**第二種**(有利子)のみ〉

全学年: 出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者、等

日本学生支援機構貸与奨学金

13

推薦基準

生計維持者とは原則あなたの父母。無職無収入の場合でも生計維持者となります。
『貸与奨学金案内』P.11または機構ホームページを確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

家計基準 [詳細は『貸与奨学金案内』P.10]

〈**第一種**(無利子)のみ〉又は〈**第一種・第二種併用貸与**〉:2017年度以降入学者
次の①又は②のいずれかに該当すること。

①申込時の生計維持者の年収(給与収入の場合)・所得金額(給与以外の収入の場合)等から規定で定められている特別控除額(家族構成、家庭事情等により異なる)を差し引いた金額(認定所得金額)が、世帯人数事に設定された収入基準額以下であること。

②申込時の生計維持者の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者、生活保護受給者世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等)のいずれかであること。

日本学生支援機構貸与奨学金

14

推薦基準

生計維持者とは原則あなたの父母。無職無収入の場合でも生計維持者となります。
『貸与奨学金案内』P.11または機構ホームページを確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

家計基準 [『貸与奨学金案内』 P.10]

〈**第一種**（無利子）のみ〉：2016年度以前入学者

申込時の生計維持者の年収・所得金額から規定で定められている特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

〈**第二種**（有利子）のみ〉又は〈**併用貸与**〉

申込時の生計維持者の年収から規定で定められている特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

質問・相談先

学生課・キャリアセンター

gakusei@kaisei.ac.jp

■対応時間：10：00～16：00

（土日祝を除く）